

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

改正	現行
<p>s 平成24年9月3日 制定（国空用第279号） 平成24年10月9日 一部改正（国空用第349号） 平成25年10月17日 一部改正（国空用第316号） 平成27年2月3日 一部改正（国空用第668号） 平成28年10月13日 一部改正（国空用第449号） 平成30年3月15日 一部改正（国空用第929号）</p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 飛行計画の通報 (1) 航空機は、飛行しようとするときは、次に掲げるところにより、事前に飛行計画を空港事務所等に通報しなければならない。 ただし、有視界飛行方式により飛行する航空機（以下「VFR機」という。）が、出発地を中心として半径9km以内の範囲を飛行し、かつ、当該範囲内に着陸する場合はこの限りでない。 a. ～ d. (略)</p> <p>注1 (略) 注2 旭川、帯広、女満別、青森、花巻、山形、福島、松本、静岡、富山、南紀白浜、出雲、岡山、山口宇部、佐賀、奄美及び石垣空港出張所並びに秋田及び宮古空港・航空路監視レーダー事務所に提出された飛行計画は、FSCに中継され受理される。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>平成24年9月3日 制定（国空用第279号） 平成24年10月9日 一部改正（国空用第349号） 平成25年10月17日 一部改正（国空用第316号） 平成27年2月3日 一部改正（国空用第668号） 平成28年10月13日 一部改正（国空用第449号）</p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 飛行計画の通報 (1) 航空機は、飛行しようとするときは、次に掲げるところにより、事前に飛行計画を空港事務所等に通報しなければならない。 ただし、有視界飛行方式により飛行する航空機（以下「VFR機」という。）が、出発地を中心として半径9km以内の範囲を飛行し、かつ、当該範囲内に着陸する場合はこの限りでない。 a. ～ d. (略)</p> <p>注1 (略) 注2 旭川、帯広、女満別、青森、花巻、山形、福島、松本、静岡、富山、南紀白浜、出雲、岡山、山口宇部、佐賀、奄美及び石垣空港出張所並びに秋田及び宮古空港・航空路監視レーダー事務所に提出された飛行計画は、FSCに中継され受理される。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>5. (略)</p>

改正

現行

別表2

飛行計画第18項「その他の情報」の記入例

記入順位	記入項目1	記入項目2	記入例	補足
1	STS/		STS/SAR	
2	PBN/		PBN/BIDISIT1	
3	NAV/		NAV/C2	PBNに記入する記号が16文字を超え、NAV/に続けて当該PBN、RPN種別に該当する記号を記載した場合
4	COM/		NAV/GBAS SBAS	第10項a)に「G」を記入した場合
5	DAT/		NAV/XXXX	第10項b)に「Z」を記入し、NAV/に続けて第10項a)に記載されていない航行機器を記入した場合
6	SUR/		COM/XXXX DAT/XXXX SUR/XXXX	
7	DEP/		SUR/RSP180	RSFが適用可能な場合
8	DEST/	-	DEP/JTT. XXXX	当該地が東京空港事務所の管轄区域の場合 (JTT.)
9	DOF/		DEST/J00. XXXX	当該地が大坂空港事務所の管轄区域の場合 (J00.)
10	REG/		DOF/121115	年月日 (121115)
11	EET/		REG/J612345	
12	SEL/		EET/RKSS0200	仁川IR (RKSS)に入域するまでの所要時間 (0200)
13	TYP/		SEL/OKTA	
14	OPR/		TYP/2F15 5F5	F15が2機 (2F15) 、F5が5機 (5F5)
15	ORGN/		OPR/ABC	
16	ALTN/		ORGN/RJBBXXXX	
17	RALT/		ALTN/JCC. XXXX	当該地が新千歳空港事務所の管轄区域の場合 (JCC.)
18	TALT/		RALT/OAH. XXXX	当該地が那覇空港事務所の管轄区域の場合 (OAH.)
19		-	TALT/JSS. XXXX	当該地が仙台空港事務所の管轄区域の場合 (JSS.)

別表2

飛行計画第18項「その他の情報」の記入例

記入順位	記入項目1	記入項目2	記入例	補足
1	STS/		STS/SAR	
2	PBN/		PBN/BIDISIT1	
3	NAV/		NAV/C2	PBNに記入する記号が16文字を超え、NAV/に続けて当該PBN、RPN種別に該当する記号を記載した場合
4	COM/		NAV/GBAS SBAS	第10項a)に「G」を記入した場合
5	DAT/		NAV/XXXX	第10項b)に「Z」を記入し、NAV/に続けて第10項a)に記載されていない航行機器を記入した場合
6	SUR/		COM/XXXX DAT/XXXX	
7	DEP/		SUR/XXXX	
8	DEST/		DEP/JTT. XXXX	当該地が東京空港事務所の管轄区域の場合 (JTT.)
9	DOF/		DEST/J00. XXXX	当該地が大坂空港事務所の管轄区域の場合 (J00.)
10	REG/		DOF/121115	年月日 (121115)
11	EET/		REG/J612345	
12	SEL/		EET/RKSS0200	仁川IR (RKSS)に入域するまでの所要時間 (0200)
13	TYP/		SEL/OKTA	
14	OPR/		TYP/2F15 5F5	F15が2機 (2F15) 、F5が5機 (5F5)
15	ORGN/		OPR/ABC	
16	ALTN/		ORGN/RJBBXXXX	
17	RALT/		ALTN/JCC. XXXX	当該地が新千歳空港事務所の管轄区域の場合 (JCC.)
18	TALT/		RALT/OAH. XXXX	当該地が那覇空港事務所の管轄区域の場合 (OAH.)
19		-	TALT/JSS. XXXX	当該地が仙台空港事務所の管轄区域の場合 (JSS.)

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

改正	現行
<p>附則（平成24年9月3日 国空用第279号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、AIP ENR 1. 10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。 <p>附則（平成24年10月9日 国空用第349号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 <p>附則（平成25年10月17日 国空用第316号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。 2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行っている場合にあつては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。 <p>附則（平成27年2月3日 国空用第668号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成27年4月1日から施行する。 <p>附則（平成28年10月13日 国空用第449号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成28年11月10日から施行する。 <p>附則（平成30年3月15日 国空用第929号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成30年4月1日から施行する。 	<p>附則（平成24年9月3日 国空用第279号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、AIP ENR 1. 10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。 <p>附則（平成24年10月9日 国空用第349号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 <p>附則（平成25年10月17日 国空用第316号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。 2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行っている場合にあつては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。 <p>附則（平成27年2月3日 国空用第668号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成27年4月1日から施行する。 <p>附則（平成28年10月13日 国空用第449号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成28年11月10日から施行する。